



# 香取中学校 いじめ防止・発生時の対応マニュアル

☆教師の見取り  
☆生徒からの情報

☆本人の訴え  
☆地域からの情報

☆保護者からの情報  
☆その他

詳細については、次頁以降の支援・指導・助言のポイント参照

学校電話 50-5000

## 学校いじめ防止対策委員会

《 学校いじめ対策組織を中心に、初期対応の方針を決め、事実確認を行う。 》

**重大事態の  
疑いのある場合**

初期対応

- ①初期対応の方針を決定
- ②教育委員会への報告と連携
- ③いじめられている生徒と保護者への方針説明
- ④いじめの事実確認
- ⑤初期支援（指導）

いじめられている生徒 に対する事実確認	いじている生徒 に対する事実確認	学級・学年・学校の生徒 に対する事実確認
<b>い じ め の 詳 細 を 確 認</b>		
<b>初期支援</b> ・辛い心情に共感しながら心の安定期を 図り、徹底的に守ることを伝える。 ・安心して登校できる支援措置	<b>初期指導</b> ・いじめを即やめさせる。 ・相手の心情への理解を促しながら、 自分の行為を見つめさせる。	<b>初期指導</b> ・いじめられている生徒の心情を考え させ、当事者意識をもたせる。

香取市教育委員会

学校教育課 50-1239  
 —報告・対応—  
 ・事実の報告  
 ・必要な支援について  
 ・必要な措置について

《 ④⑤をもとに、⑥指導方針を固め、⑦保護者の理解と協力を得る。 》

二次対応

- ⑥情報を整理 → 具体的な指導・支援体制を確立 → 全職員で共通理解
- ⑦保護者への報告と支援・助言（即日、直接会って、複数で対応）

いじめられている生徒の保護者 に対する支援	いじている生徒の保護者 に対する助言
・いじめの事実を正確に伝え、保護者の心情を 十分に理解するとともに、学校の指導方針を 説明し、「子どもを絶対を守る」という姿勢の もとで信頼関係を作る。	・いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法 や今後の生活について指導、助言し、保護者 の協力を得る。

この間で争いが  
起きないように  
必要な措置をとる

関係諸機関と連携

- ・香取警察署 54-0110
- ・銚子児童相談所  
0479-23-0076
- ・香取健康福祉センター  
52-9161
- ・子どもと親のサポートセンター  
0120-415-446
- ・スクールカウンセラー

《 ⑧関係生徒の心のケアを、全職員で組織的に行う。 》

長期対応

いじめられている生徒	いじている生徒
・安心して学校生活を送れるようにするために、グループ や席替え、別室登校等も視野に入れ、適切な措置をとる。 ・心に深い傷を負うなど深刻な被害がある場合は、スクー ルカウンセラー等と連携を図り心理的なケアを行う。 ・いじめにかかわった生徒との関係については本人の意向 を尊重し、時間をかけて人間関係の修復に努める。	・自らいじめた相手と話し合える場を設定し、本人から謝 罪できるようにする。（心からの謝罪であること） ・思いやりの心や規範意識の育成を目指し、人間として取 るべき行動について考えられるよう継続的に指導する。 ★校長及び教員による懲戒（学校教育法第11条） →教育上必要があると認めるとき
いじめられている生徒の保護者	いじている生徒の保護者
・家庭との情報交換をするとともに、子どもが安心して学 校生活を送れるような具体的な改善策を示す。	・家庭との情報交換をするとともに、家庭への協力事項を 具体的に示し、ともに子どもを育てていく体制を築く。
学級・学年・学校の生徒	
・止められなかった自分を見つめ直したり、止める手立てを具体的に考えたりすることを通して、再発防止に努める。 ・いじめのない学校生活にするために自分が果たすべき役割を明確にし、行動できるよう支援する。	

必要に応じて  
保護者会の開催

- ・いじめの事実と経緯の説明
- ・学校の指導の経緯の説明
- ・今後の指導方針の説明
- ・保護者への協力依頼

《 ⑨再発防止に向けた支援・指導・助言を継続的に行う。 》

### いじめの未然防止に向けた取り組み

- いじめられていた生徒・・・学級活動、授業中、休み時間等の態度や様子に注意し、教職員間の定期的な情報交換や協議により、さらなる支援につなげる。
- いじめていた生徒・・・教職員が積極的にかかわり、校内外での本人の所属感や自己有用感を高めるとともに、思いやりの心や規範意識を育てる。
- 学級、学年、学校の生徒・・・いじめ問題を解決できる学級、学年集団の育成を図る。 ・保護者→継続的な情報交換と誠意ある対応で協力体制を維持する。